

「金融商品会計基準（金融負債の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」 に対する意見

平成 23 年 4 月 25 日

日本公認会計士協会

このたび公表されました標記検討状況の整理（以下「本検討状況の整理」という。）
に対する当協会としての意見を、以下のとおり申し上げます。

1. 「（質問 1）複合商品の主契約」について

（質問 1）複合商品の主契約（第 7 項及び第 52 項参照）

第 7 項では、デリバティブが組み込まれている複合商品について、その主契約が金融負債に該当するものだけでなく、金融資産に該当しないもののうち、払込資本を増加させる可能性のある部分を含まないものすべてを会計基準（案）の対象としています。このため、複合商品の主契約が非金融商品である場合も、本会計基準（案）に従って、区分処理の要否を判断することとしています。このように主契約が金融負債以外のものを会計基準（案）の対象とすることについて、適切と考えますか。適切と考える場合、それはなぜですか。

（コメント）

主契約が金融負債以外のものを会計基準（案）の対象とすることは適切と考える。

なお、負債と資本の区分について現行会計実務を見直した上で、払込資本を増加させる可能性のある部分を含むものについても、会計基準（案）の対象とすべきである（コメント No. 6、7 参照）。

（理由）

組込デリバティブの区分処理の規定は、他の取引と一体化されることで、デリバティブとしての会計処理を免れることを防ぐことにある。このことは、主契約が金融商品であるか否かによって変わるものではない。したがって、主契約が金融負債以外であっても、組込デリバティブの区分処理の要否については、会計基準（案）の対象とすべきであると考えられる。

2. 「（質問 2）公正価値オプションの適用」について

（質問 2）公正価値オプションの適用（第 12 項及び第 16 項参照）

第 12 項では、同項 (1) 又は (2) のいずれかの要件に該当する場合、金融負債を公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして当初認識時に指定すること（公正価値オプション）が認められています。また、第 16 項では、同項 (1) 又は (2) のいずれかに該当する場合を除き、一定の複合商品に対して公正価値オプションを適用することが認められています。このように公正価値オプションの適用を認めること及びその要件について、適切と考えますか。適切と考える場合、それはなぜですか。

（コメント）

公正価値オプションの適用を認めること及びその要件については、適切と考える。なお、公正価値オプションを適用した金融負債の概要（公正価値オプションを適用した理由等）について、開示を求めるべきと考える。

（理由）

会計基準（案）第12項の要件のいずれかを満たす場合は、公正価値オプションの適用を認めることにより、財務情報としての有用性を高めることが考えられ、副次的な効果として会計処理の簡素化が可能となる。このような要件を満たした場合には、選択ではなく公正価値評価を求めるべきとの議論もあるが、負債の財務情報として、公正価値が適切であるのか、支払義務額が適切であるのかについては、現時点ではまだ議論のあるところであり、比較可能性及び恣意性の問題はあるものの、当初認識時に選択し、その後の取消しを認めないのであれば、合理的な選択を行うことが期待されるため、強制すべきとは考えられない。

ただし、財務諸表利用者が会計処理を適切に理解するためには、公正価値オプションの適用に関連して、資産・負債を巡る状況と、なぜ公正価値オプションを適用することが会計上のミスマッチの解消に資するか等の説明が不可欠であると考え。そのため、公正価値オプションを適用した金融負債の概要（公正価値オプションを適用した理由等）についての開示が行われることが求められるべきと考える。

3. 「（質問3）複合商品の区分処理」について

（質問3）複合商品の区分処理（第13項から第18項参照）

第13項及び第14項において、複合商品について、組込デリバティブの経済的性格及びリスクが主契約の経済的性格及びリスクと密接に関連しているか否か等の規準により、区分処理の要否を判断することとしています。他方、第17項において、複合商品について、管理上、組込デリバティブを区分している場合、この点について特段の定めを設けず複合商品について一体として処理する案（【案1】）、及び、区分処理の要件を満たさない場合でも、組込デリバティブの区分処理を認める案（【案2】）の2つの考え方を掲げています。これらの案について、いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

（コメント）

【案1】が適切と考える。

（理由）

管理上、組込デリバティブを区分している場合に、区分処理の要件を満たさないときでも組込デリバティブの区分処理を認めることは、一見すると、経営管理上の損益認識を財務情報に反映させることができるようになるため、望ましいように見える。しかし、選択適用を認めることにより、比較可能性は阻害される。仮に管理上、組込デリバティブを区分している場合に区分処理を強制するとしても、例えば、金利に関連するデリバティブが組み込まれた預金については、管理上のマージンが預金部分とデリバティブ部分にそれぞれどれだけ配分されるかにより、財務会計上の損益に大きな影響を与えることが考えられるため、比較可能性の問題は解決しない。さらに、管理上の区分を変更す

ると財務会計上の処理も変更されることになるため、比較可能性の問題のみならず、恣意的な変更による損益への影響をもたらすことともなりかねない。

適用指針（案）A8項においては、「第14項に基づく区分を行うにあたって、組込デリバティブがオプション以外のデリバティブ（先渡取引やスワップ取引）である場合、当該組込デリバティブの当初認識時における公正価値がゼロとなるよう区分されなければならない。また、組込デリバティブがオプションである場合、当該オプションの契約条件に基づいて公正価値を算定しなければならない。」とされている。これを会計基準

（案）第17項に基づく区分を行う場合にも適用することも考えられるが、その場合には管理上の区分とは整合しない可能性があり、この結果として会計基準が実質的に管理上の区分に制約を課す結果となる可能性もあるため、望ましくないと考える。

このような事由を勘案すると、国際的な会計基準とのコンバージェンスを犠牲にしてまで独自の取扱いを設ける積極的な理由に乏しく、特段の定めを設けず複合商品について一体として処理することが適切であると考ええる。

4. 「（質問4）金融負債に関するその他の包括利益累計額のリサイクリング」について

（質問4）金融負債に関するその他の包括利益累計額のリサイクリング（第24項参照）

第24項では、(1)第12項により公正価値オプションが適用された金融負債、(2)第16項により公正価値オプションが適用された複合商品、(3)第18項により公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして指定された複合商品に関して、金融負債の満期前に負債の消滅が認識された場合でも、その他の包括利益累計額に認識された金額を純損益に認識しない（リサイクリングを禁止する）案（【案A】）と純損益に認識する（リサイクリングを要求する）案（【案B】）の2つの考え方を掲げています。これらの案について、いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

（コメント）

この問題は我が国の会計基準全体に影響する「その他の包括利益」の概念に関する問題であり、個別の会計基準ではなく、概念フレームワークのレベルで概念整理を踏まえて議論すべきである。

（理由）

金融負債の公正価値の変動額のうち、当該負債の信用リスクの変動に起因する金額は、企業自身の業績に反映させるべきものではないということを理由として、純損益ではなくその他の包括利益に表示することとしたのであれば、金融負債の満期前に負債の消滅が認識された場合でも、その他の包括利益累計額に認識された金額を純損益に認識しない（リサイクリングを禁止する）案（【案A】）がより合理的ではないかと考えられるが、「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」に対する意見にも記載したように、この問題は、純損益と利益剰余金のクリーン・サープラス関係を維持すべきか否かという問題に起因しており、この問題に関する意思決定に依存していると考えられる。

純損益と利益剰余金のクリーン・サープラス関係を維持すべきか否かは、我が国の会

計基準全体に影響する問題であることから、個別の会計基準でその対応を決定すべきではなく、より高いレベルでの議論を行い、その結果を個別の会計基準に反映させることが適切であると考ええる。

5. 「(質問5) 適用指針(案)の改善の方向性」について

(質問5) 適用指針(案)の改善の方向性 (A22項参照)

適用指針(案)は、概ね、IFRS第9号の適用指針を基礎として作成されていますが、これについて、追加的な指針の必要性を含め、改善が必要な点がありますか。

(コメント)

IFRS第9号を基礎とすることに同意する。ただし、B2項(5)では、機能通貨の概念が用いられているので、この概念を我が国の会計基準上明確に整理することが必要であると考ええる。

なお、適用にあたって議論が生じる点については、IFRS第9号そのままの指針を設けるだけでなく、実質を考慮しない形式的な取扱いが標準的な取扱いとならないように配慮した上で、我が国の状況に照らした独自のガイダンスを追加することが必要と考える。また、意図的にIFRSとは相違する取扱いとする場合には、当該相違点及び相違を設けた理由を結論の背景において明らかにすることが必要と考える。

(理由)

IFRSとのコンバージェンスを進めている状況下、特段の事情がない限り、IFRS第9号を基礎とすることは適切であると考ええる。

一方、区分処理の要件については現行会計基準からの大きな変更になるため、特に以下のような点については、追加的なガイダンスが必要ではないかと考える。

- B1項(5)：コール、プット、期限前償還オプションの区分処理の要件
- B2項(2)：契約の発行時におけるキャップ金利が市場金利以上あるいはフロアー金利が市場金利以下であるという要件の必要性 (B2項(1)の要件で判断すればいいのではないか)
- B2項(5)：非金融商品の外貨建売買契約に含まれる外貨デリバティブの区分の必要性

なお、金融負債の分類及び測定について、IFRSとのコンバージェンスを念頭に置いて、我が国の会計上の取扱いとして受け入れるに当たり検討するということであれば、結果として公表される会計基準が国際的な会計基準と同一であることを意図しているのかどうかは、実務への適用において重要と考えられる。この際に、我が国に固有の状況、考え方を踏まえ、あえて相違を設けた（又は明示しなかった）のであれば、当該相違点及び相違を設けた理由（我が国に固有の状況、考え方）を結論の背景において明確にすることが必要と考える。

6. 「負債と資本の区分」について（第7項）

（コメント）

負債と資本の区分についての見直しも同時に議論すべきであると考ええる。

（理由）

会計基準（案）を検討するに当たり、金融負債の範囲を明らかにすることが必要である。我が国の会計実務においては、実質よりも法形式を優先して負債と資本の区分を行っているため、会社法等の法令との調整を含め、検討が必要と考えられる。

7. 「払込資本を増加させる可能性のある契約」について（第7項）

（コメント）

払込資本を増加させる可能性のある契約についても、組込デリバティブが含まれているものについては区分經理の要否を検討すべきであり、払込資本を増加させる可能性のある契約であることだけをもって、これを除外すべきではない。

（理由）

組込デリバティブの区分処理の規定は、他の取引と一体化されることで、デリバティブとしての会計処理を免れることを防ぐことにある。しかし、現在の取扱い案では、払込資本を増加させる可能性のある契約については、デリバティブとしての会計処理の要否が検討されなくなってしまい適切でないと考えられる。

8. 「金融保証契約の定義」について（第8項(2)）

（コメント）

金融保証契約の定義にIFRS第9号の定義と異なる部分があるため、異なる定義を採用する場合にはその理由を明確にするか、または同じ定義を採用することが適切と考える。

（理由）

IFRS第9号による定義と、会計基準（案）第8項(2)の定義には以下の差異があると考えられる。

- ・ IFRS第9号Appendix Aでは、「特定の債務者」（“a specified debtor”）とされているが、会計基準（案）第8項(2)では単に「債務者」とされており、債務者の特定に関する要件が異なるように読まれる可能性がある。
- ・ 損失の補填について、IFRS第9号Appendix Aの定義にある“specified payments”を「一定金額」と表現しており、取扱いが異なるように読まれる可能性がある。

このような差異が、不必要な混乱を生じさせないように、特段の意味がなければ両者を一致させ、差異に意味があるのであれば、結論の背景等でその差異の理由を明らかにすべきである。

9. 「金融保証契約及び貸出コミットメント」について（第21項(2)）

（コメント）

金融保証契約、及び、市場金利よりも低い金利を貸出条件とする貸出コミットメント

（以下「金融保証契約等」という。）の当初認識時の公正価値は、金融保証契約等が関連当事者でない者に対しての独立第三者間取引として行なわれる場合、反証がない限り、受け取った対価の公正価値にほぼ等しくなるものと考えられる旨を適用指針で明らかにしたうえで、会計基準（案）第21項(2)の「前受収益として繰り延べられるべき残高」という表現を見直すべきである。

なお、保証類似行為には、金融商品に該当しないと考えられるものも含め、多種多様なものがあると考えられるので、適切な会計処理がとられるよう、会計基準を整備すべきである。

（理由）

IAS第39号AG4項(a)には、「本基準を適用する場合は、第43項において発行者に金融保証契約を当初に公正価値で認識することを求めている。そのような金融保証契約が関連当事者でない者に対しての独立第三者間取引として発行される場合は、導入時の公正価値は、それに反証がない場合は、受け取ったプレミアムにほぼ等しくなるものと考えられる。」と記載されている（米国会計基準においては、FASB Accounting Standards CodificationTMのTopic 460「Guarantees」10-30-2に、より具体的な記載がある。）。

金融保証契約等の対価は、当初認識時に全額を現金等で受領するとは限らないため、現在の会計基準（案）第21項(2)の記載では、対価の受領条件によって、前受収益として繰り延べられるべき残高と当初公正価値が異なることとなり、負債計上額も損益認識額も異なる結果となってしまう場合が考えられる。したがって、金融保証契約等の当初認識においては、契約上の義務とその対価を受け取る権利をそれぞれの公正価値（金融保証契約等の当初認識時の公正価値がゼロであれば同額となる。）で測定し、それぞれ負債及び資産として認識すべきである。

また、「前受収益」は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に、いまだ提供していない役務に対し支払を受けた対価を意味する経過勘定（企業会計原則注解「注5 経過勘定項目について」参照）であり、対価の支払の有無に関わらず金融保証契約等における義務を示す項目の名称として適切ではないと考える。

以 上